

- Q1. 昨年度との相違点はなんですか。
- A. より多くの中小企業者等に本事業をご利用いただくため、申請は1企業につき、1出願分類あたり2案件、複数分類にわたる場合は最大3案件までとさせていただきました。  
※出願分類とは、特許、商標等の出願の種別です。
- Q2. 当機構及びジェトロの両方に同時に申請することはできますか。
- A. 以下の場合は両方への申請が可能です。
- ①異なる案件をそれぞれ当機構とジェトロに申請する場合。  
②同一案件ではあるが、当機構とジェトロとで出願国が異なる場合。  
③当機構に申請した案件で不採択となったものを不採択通知受理後にジェトロに申請する場合。（※参考：当機構の公募期間は平成29年5月29日～6月16日。ジェトロの公募期間は平成29年7月3日～8月4日。）  
ただし、いずれの場合も1企業あたりの補助金の上限は、機構分およびジェトロ分の合計で300万円、1案件当たりの補助金の上限額は、以下の通りです。
- 案件ごとの上限額：特許出願：150万円  
実用新案登録・意匠登録・商標登録出願：60万円  
冒認対策商標出願：30万円
- Q3. 本事業の申請前に外国出願を行った場合、この外国出願に要した費用について助成を受けることができますか。
- A. できません。応募受付期間（平成29年5月29日～平成29年6月16日）に本事業に申請していただき、審査の結果、採択決定（平成29年8月上旬を予定）後から平成29年12月31日までに行う外国出願に要した費用のみが本事業の助成対象となります。
- Q4. 国内基礎出願済みで、今年PCT国際出願をするか、来年PCT国際出願をするかを検討しています。今年、本事業に申請するのであれば、いつまでにPCT国際出願の手続きを終えておく必要がありますか。
- A. PCT国際出願は、交付申請日までに終えている必要があります。  
なお、本補助金の助成対象となるPCTの国内移行段階に係る手続きや支払いは、本事業の採択決定（平成29年8月上旬を予定）後から平成29年12月31日までに行っていただく必要があります。
- Q5. 国内基礎出願済みで、登録・権利化に至っていない案件については、助成対象になりますか。
- A. 国内出願済みで外国出願を行うのであれば、助成対象となります。  
なお、PCT国際出願の場合は、PCT国際出願後の国内移行に係る手続きが対象となります。
- Q6. アメリカ出願で、スマールエンティティー制度を利用し、手数料の減免を受けた場合も助成対象となりますか。
- A. 対象となります。ただし、スマールエンティティー制度の利用によって半額になった出願費用の半額が助成対象となります。
- Q7. 基礎となる国内出願の名義は社長個人となっていますが、中小企業者名義で外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか。
- A. 基礎とする国内出願と予定している外国出願が、共に申請者である中小企業者の名義であることが必要となります。したがって、国内出願が社長個人名義となっている場合、本事業をご利用いただくためには、国内出願の名義を中小企業者名に変更する必要があります。
- Q8. 申請者でいうところの中小企業の定義とはどのようなものですか。
- A. 下記表1に該当する事業者（中小企業支援法第2条に規定された要件を満たすもの）で、大企業が実質的に経営に参画していないもの（みなしだ企業でないもの）です。

業種	資本金及び従業員
① ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
② 旅館業	5,000万円以下又は200人以下
③ 製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種（④～⑥を除く）	3億円以下又は300人以下
④ 卸売業	1億円以下又は100人以下
③ サービス業	5,000万円以下又は100人以下
④ 小売業	5,000万円以下又は50人以下

Q9. 弁理士による代理申請は可能ですか。

- A. 本事業は中小企業者等に対する補助金であるので、申請者は中小企業者等でなければなりません。

Q10. 1社で複数の外国特許出願を本事業の対象とすることはできますか。

- A. より多くの中小企業者等に本事業をご利用いただきため、1企業につき、当事業に申請できるのは、1出願分類あたり2案件、複数分類にわたる場合は最大3案件までとさせていただいている。

※出願分類とは、特許、商標等の出願の種別です。

Q11. いくら出願国が多くても、1つの案件は1件と扱われますか。

- A. 国内出願と同一内容であれば、複数国へ外国出願をする場合も、1案件と扱います。（なお、各国への出願時期は、年度内であれば時期が異なっていても問題はありません。）

Q12. パリ条約上の優先権を主張せずに外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか。

- A. 特許・実用新案・意匠の場合、優先権を主張しない出願は、国内出願が原因となって新規性を喪失し、権利取得の可能性が否定されてしまうため、助成対象とすることはできません。（ただし、商標出願については上記の懸念がないことから、優先権主張を伴わない出願であっても、助成対象となります。）

Q13. 日本では漢字のみの文字商標で登録していますが、外国ではアルファベットによる読みを併記した形で出願したいと考えています。助成対象となりますか。

- A. 原則として国内出願と同一内容の出願が助成対象となります。しかしながら、優先権主張を伴わない出願に限り、出願国での使用形態等に応じたやむを得ない変更について、その必要性が認められる場合は「同一内容」の範囲として認めることがあります。「同一内容」かどうか、やむを得ない変更かの判断を必要としますので、申請書「7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」欄に変更を必要とする理由等を記載してください。審査でやむを得ない変更と認められた場合、助成対象となります。

Q14. 特許審査ハイウェイ（PPH）を利用して外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか。

- A. 助成対象となります。また、PPHの申請を出願と同時に行うのであれば、PPH申請にかかる費用（代理人費用含む）についても助成対象となります。

Q15. 欧州特許庁や欧州連合知的財産庁への出願案件は本事業の助成対象となりますか。

- A. 欧州特許庁や欧州連合知的財産（旧称：欧州共同体商標意匠庁）への出願手続についても、1国に対する出願と同趣旨ですので助成対象となります。ただし、欧州特許庁から各加盟国への移行手続については、登録査定後となりますので、出願後に発生する費用となるため助成対象にはなりません。

Q16. 他社と共同して外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか。

- A. 助成対象となります。共同出願については、出願に関する中小企業者の持ち分比率に応じた費用のみが助成対象経費となりますので、持ち分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等を提出してください。

Q17. 助成対象経費としてどこまでが認められるのでしょうか。

A. 基本的な考え方として、外国特許庁に出願するために要した経費が対象となります。外国特許庁に出願するために要した費用としては、代理人の手数料や翻訳料のほか、外国特許庁への出願料や、出願と同時に支払う費用が該当します。また出願と同時に初回支払った費用のみが助成対象となり、追加で支払った費用については助成対象となりません。

Q18. 現地代理人に依頼する翻訳費用は助成対象経費となりますか。また、その際、申請書にはどのように記載すればいいですか。

A. 現地代理人に依頼する翻訳費用も助成対象経費として認められます。  
また、国内代理人または現地代理人のいずれに翻訳を依頼する場合であっても、翻訳費用については、申請書の「8. 間接補助金交付申請額」の「翻訳費用」の列に記入してください。

Q19. PCT国際出願に要する経費に関して、助成対象経費となるのは具体的にどのような費用でしょうか。

A. PCT国際出願については、国内移行に要する費用が助成となります。ただし、日本国特許庁への国内移行に要する費用は助成対象経費となりません。また、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料や予備審査手数料）も助成対象経費となりません。

Q20. 審査請求料は助成対象経費となりますか。

A. 外国特許庁への出願と同時に審査請求を行った場合には、助成対象経費となります。ただし、外国特許庁への出願後、別途審査請求を行った場合には助成対象経費となりませんので、ご注意ください。

Q21. 出願と同時に補正を行う場合は、助成対象となりますか。

A. 出願と同時に補正を行う場合は、当該特許庁に支払う補正料も助成対象となります。ただし、補正の内容等を申請時に申請書に記載し、外国への出願内容を明らかにしてください。  
また、出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明申請費用、委任状作成費用等）も、助成対象となります。  
ただし、優先権証明書取扱手数料（日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料）は助成対象となりません。

Q22. 外国商標の先行登録調査費用は、助成対象経費となりますか。

A. 助成対象経費となりません。外国特許庁に出願するために要した経費が対象となるためです。

Q23. 「先行技術調査等の結果」とは、どのようなものを提出すればいいですか。

A. 選任弁理士（選任代理人）と必要な調査について相談の上で、最低限の調査として、J－P1atPatを使用した先行登録調査の検索結果を提出してください。審査において適正な評価を受けられるように、J－P1atPatに加え、外国での調査結果（J－P1atPatに相当する国際機関や主な出願予定国における無料データベースによる検索結果）を添付することをお勧めします。

Q24. (公財) 大阪産業振興機構理事長が必要とする書類とは何ですか。

A. 添付資料「見積内訳説明書」のことを指します。（フォーマットは様式1－1または1－2に含まれています）  
また、案件によってはこの他にも、別途、追加書類をご提出いただく場合がございます。

Q25. 補助金の交付はいつごろになりますか。

A. 実績報告書をご提出いただいたから、1～2か月後を予定しています。ただし、実績報告書に修正がある場合、別途お時間を要す可能性もあります。